

株式会社ヒューテックノオリン
運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

2020年7月1日現在

	内 容	活 動 報 告
(1)	輸送の安全に関する基本方針	2018年4月1日制定
(2)	輸送の安全に関する目標設定	<p>2020年度 安全目標 関係法令等の遵守と輸送の安全の確保を徹底する</p> <p>1. 関係法令等の遵守</p> <p>(1) 運輸安全マネジメント要求事項に対し、関係法令等を常時遵守する管理体制を確立する。</p> <p>(2) 店所・センターは、点呼執行業務の形骸化を防止するため、執行の意図、運行管理者、整備管理者の法的責任業務内容について、定期的に指導を繰り返し、適法に管理させること。</p> <p>(3) 店所・センターは、改善基準告示に取組むとともに、労働基準法に関する過労死防止ライン(時間外80h以下)を遵守する。また、配車等を工夫し、職場環境を整え、乗務員の定着率向上に努めること。</p> <p>(4) 店所・センターは、乗務員に対して、残留アルコール検出者根絶に向け、有効な教育を定期的に継続し実施する。あわせて、管理者および指導者を社内研修等へ参加させ育成する。更に外部講習受講による飲酒運転防止インストラクターの育成に取組み、各店所・センターに1名以上配置すること。</p> <p>(5) 店所・センターは、乗務員への安全指導について、計画に基づいて、遅延のないよう確実に実施すること。</p> <p>a. 新規採用者には、雇入れ時の教育を確実に実施し、理解度を評価し、適切に選任すること。</p> <p>b. 乗務員に対して行う、指導及び監督の指針に関する教育(法定12項目教育)について、確実に理解させ、評価し、法的要求事項を満たすこと。 ※特に車両の安全装置(坂道発進補助装置)については、正しい使用方法・使用目的を理解させるため、第一四半期中に実車を用いた教育を実施すること。</p> <p>c. 添乗指導教育を確実に実施し、乗務員の安全意識向上を目的に指導強化を図ること。 ※新規採用者(雇入れ教育)、一般乗務員、50歳以上、事故惹起者</p> <p>(6) 店所・センター長及び運輸課長は、2019年度中に以下の資格取得に向け積極的に取り組む。</p> <p>① 運行管理者 (2019年度 取得者数 10名)</p> <p>② 危険物取扱者乙種4類 (2019年度 取得者数 3名)</p> <p>③ 第一種衛生管理者 (2019年度 取得者数 6名)</p> <p>2. 輸送の安全の確保</p> <p>(1) 第一当事者での自動車事故報告書提出義務に該当する事故を発生させない。</p> <p>① 重大事故 0件</p> <p>(2) 2019年度 有責事故実績 109件(2019年3月～2020年2月末実績)を半減させる。</p> <p>① 2019年度目標 有責事故件数 54件以下(前年対比50%以下)</p> <p>(3) 店所・センターは、新規乗務員の採用について、積極的な募集活動と育成に取組み、乗務員の確保・増員を図ること。</p> <p>(4) 重大事故の一因ともなる睡眠時無呼吸症候群(SAS)の簡易検査を実施する。また、精密検査が必要となった者に、継続的な治療を実施させること。</p> <p>(5) 運行管理者及び運輸課(係)長は、指導計画を立てドライブレコーダー映像を確認し、運転者の法令遵守状況、社内ルール実践状況を確認し、運転者の危険動作に繋がる習慣・癖(ながら運転等)の改善指導を、運転者個々の特性に合わせて継続的に実施すること。</p> <p>(6) 運行管理者及び運輸課(係)長は、現場で発生したヒヤリ・ハット情報を積極的に収集し、実効性のある予防措置・是正措置に取組むこと。</p> <p>※ヒヤリ・ハット情報収集は、乗務員の参画意識を高めさせ、効果的活用に取り組むこと。</p> <p>※運輸安全予防措置は、四半期に1回以上実施し、事故の未然・再発防止を目的として活動すること。</p> <p>※グループ危険予知訓練は、管理者が目的を理解し、グループ内の意見を受入れ、乗務員の危険に関する新たな発見や気づき、走行中の視野を広げさせること。</p> <p>(7) 店所・センターは、2020年度安全重点指導項目を確実に指導すること。</p> <p>※運行管理者及び運輸課(係)長は、教育実施状況及び従業員の実践状況を確認し、運行管理者業務遂行報告書にて報告すること。</p> <p>(8) 店所・センター長は、運行管理者・乗務員を、安全管理部が計画する社内・社外研修に積極的に参加させること。</p> <p>(9) 店所・センター長は、添乗指導員を選任し、添乗指導員の育成に取組むこと。</p> <p>(10) 利害関係者からの要望・苦情等が発生した時は、速やかに検証し、適切に対処すること。</p>
(3)	貨物自動車運送事業法第二十四条の三で定める輸送の安全に係る情報	<p>2018年度 >ヘルティー本社営業所 2018年5月15日 死傷事故(重傷)</p> <p>>四国営業所 2019年3月26日 追突事故による交通障害</p> <p>2019年度 >発生無し</p> <p>2020年度 >神奈川JDセンター 2020年6月17日 追突事故(被害)による死傷事故(死亡)</p>
(4)	輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統	<p>安全管理体制(安全管理組織図)</p> <pre> graph TD A[代表取締役社長] --- B[安全統括管理者] B --- C[運行管理者・整備管理者] </pre>
(5)	輸送の安全に関する重点施策	<p>輸送の安全に関する重点施策を以下の通り定める。</p> <p>1. 輸送の基本に関する基本的な方針(三条)に基づき、次に掲げる事項を行う。</p> <p>(1) 輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令および本規程に定められた事項を遵守すること。</p> <p>(2) 輸送の安全に関する費用支出および投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。</p> <p>(3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。</p> <p>(4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達・共有すること。</p> <p>(5) 輸送の安全に関する教育および研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。</p>

		<p>2. グループ企業が密接に協力し一丸となって輸送の安全性の向上に努める。</p> <p>3. 下請事業者を利用する場合にあっては、下請事業者の輸送の安全の確保を阻害するような行為を行わない。更に、下請事業者と長期契約を結ぶ等の密接な関係にある場合は、可能な範囲において下請事業者の輸送の安全の向上に協力するよう努める。</p>
(6)	輸送の安全に関する計画	<p>2020年度 教育訓練計画は以下の通り実施する。</p> <p>【管理者教育】 運行管理者教育 (C&F安全管理部 主催) <2019年度 実績 23名> 運行管理者実務研修(講師:社内担当者 インターリスク総研) <2019年度 実績 23名></p> <p>【安全実技研修】 四輪安全運転研修(交通教育センター レインボー埼玉) <2019年度 実績 20名> 添乗指導者研修 (交通教育センター レインボー埼玉) <2019年度 実績 4名> 安全運転研修 (日野自動車 お客様テクニカルセンター) <2019年度 実績 6名></p> <p>【乗務員教育】 乗務員研修(C&F安全管理部 主催) <2019年度 実績 50名> 事故惹起者研修(C&F安全管理部 主催) <2019年度 実績 78名></p>
(7)	事故・災害等に関する報告連絡体制	<p>事故・労災等に関する報告連絡体制を運輸安全マニュアルに定める。</p> <p>1. 自動車事故報告規則(昭和二十六年運輸省令第四百号 運行管理規程参照)に定める事故・災害があった場合は、報告規則の規定に基づき、国道交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。</p> <p>2. 事故・災害が発生した場合における報告連絡体制の詳細を別紙に定める。</p> <p>3. 事故・災害等に対する改善については、第十六条に基づき実施する。</p>
(8)	輸送の安全に関する教育・訓練	<p>輸送の安全に関する教育・訓練について、運輸安全マニュアルに定める。</p> <p>1. 店所・センター長は、「運輸安全教育・訓練計画書」に基づき自部署の輸送の安全に関する目標を達成させるために必要となる人材育成のための教育・訓練の具体的計画を毎年3月に策定し、確実に実施する。</p> <p>2. 輸送の安全教育・訓練には以下のものがある。</p> <p>(1) 運転者に対する法で定められた教育・診断</p> <p>① 初任運転者に対する特別な指導・診断</p> <p>② 事故惹起者に対する特別な指導・診断</p> <p>③ 高齢運転者に対する特別な指導・診断</p> <p>④ 一般的な指導及び監督(法定12項目教育)</p> <p>※貨物自動車運送事業者が運転者に対して行う指導及び監督の指針の改正概要追加内容を漏れなく指導する。</p> <p>※①～④の実施手順については、運輸安全マニュアルに定める。</p> <p>(2) 添乗指導(新規採用時・事故発生時・50歳以上・65歳以上・一般運転者2年に1回)</p> <p>(3) 新規採用者指導</p> <p>(4) 事故惹起者教育</p> <p>(5) 適性診断(法定以外は、一般運転者に対して3年に1回以上予め計画を立てて実施する。)</p> <p>(6) 危険予知訓練</p> <p>(7) 個人面談</p> <p>(8) 運転記録証明書(自動車安全運転センター発行のものを年1回(過去5年分)取得し、事故・違反内容の確認及び指導を行いその内容を記録する。)</p> <p>(9) その他の教育・訓練</p> <p>3. 店所・センター長は、輸送の安全に関する教育・訓練を「運輸安全教育・訓練実施記録書」等に記載し維持する。</p>
(9)	輸送の安全に関する内部監査	<p>2019年度 (4月～2月)</p> <p>監査実施部署数 44部署</p> <p>上記を踏まえた処置内容</p> <p>内部監査による指摘件数=65件</p>
(10)	輸送の安全に関する予算等の実績額	<p>2019年度</p> <p>(1) デジタルタコグラフ(DTG7)・ドライブレコーダー 8,607千円</p> <p>(2) 安全に係る研修、教育費 5,897千円</p>
(11)	安全統括管理者 安全管理規程	<p>【安全統括管理者】 峯 一央 (2019年6月14日 解任) 専務取締役 安喰 徹 (2019年6月15日 選任)</p> <p>【安全管理規程】 別紙参照 (平成25年4月1日 改定版)</p>